

令和4年3月29日

令和4年第1回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

## 目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	6	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第16号））の件	1
議案	26	貝塚市職員給与条例及び貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6
〃	27	市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	7
〃	28	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8
〃	29	初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9
〃	30	損害賠償の額を決定する件	10
〃	31	令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第18号）の件	11
〃	32	令和3年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	16
〃	33	令和3年度貝塚市水道事業会計補正予算（第1号）の件	18
〃	34	令和3年度貝塚市病院事業会計補正予算（第3号）の件	19
〃	35	令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第1号）の件	20
〃	36	貝塚市副市長の選任について同意を求める件	23
〃	37	貝塚市固定資産評価員の選任について同意を求める件	23
〃	38	貝塚市教育委員会委員の任命について同意を求める件	23

報告第 6 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第16号））の件  
次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 3 月 29 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第16号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第16号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,623,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年2月25日処分

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		11,034,950	15,939	11,050,889
	2. 国庫補助金	4,621,583	15,939	4,637,522
歳入合計		43,607,981	15,939	43,623,920

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		20,414,803	1,535	20,416,338
	1. 社会福祉費	8,758,073	1,535	8,759,608
9. 消防費		1,060,495	14,404	1,074,899
	1. 消防費	1,060,495	14,404	1,074,899
歳	出	合	計	
		43,607,981	15,939	43,623,920

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 業 生 活 相 談 コ ー ル セ ン タ ー 事 業	令和3年度～令和4年度	5,923千円
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 業 自 宅 療 養 者 等 支 援 セ ン タ ー 開 設 事 業	令和3年度～令和4年度	40,520千円

議案第 26 号

貝塚市職員給与条例及び貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員給与条例及び貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月29日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員給与条例及び貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(貝塚市職員給与条例の一部改正)

第1条 貝塚市職員給与条例(昭和23年貝塚市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年貝塚市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の貝塚市職員給与条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第29条の3第2項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5項から第7項まで(貝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年貝塚市条例第14号)第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年貝塚市条例第24号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(令和4年6月に期末手当を支給する第2号に掲げる職員のうち、同日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)において第1号に掲げる職員であった者を除く。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15



イ 新給与条例第2条第5項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第27号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月29日提出

貝塚市長 酒井 了

貝塚市条例第 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例（平成4年貝塚市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附則第10項の表中

平成24年1月1日から平成30年3月31日までの間	960,000円	816,000円
	830,000円	705,500円
	740,000円	629,000円

を

平成24年1月1日から平成30年3月31日までの間	960,000円	816,000円
	830,000円	705,500円
	740,000円	629,000円
令和4年4月1日から当分の間	912,000円	729,600円
	789,000円	699,600円
	703,000円	669,600円

に

改め、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（退職手当の特例）」を付し、同項中「当分の間」の次に「（市長にあっては、令和4年1月までの間）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

14 令和4年2月11日において市長の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、第8条の規定にかかわらず、支給しない。

附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)

- 17 令和4年6月に支給する市長及び副市長の期末手当については、第6条の規定によりその例によることとされる貝塚市職員給与条例及び貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和4年貝塚市条例第 号)附則第2項の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月の教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給についてのこの条例による改正後の市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例第6条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「と、貝塚市職員給与条例及び貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和4年貝塚市条例第 号)附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「220分の15」とする」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

---

#### 議案第28号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月29日提出

貝塚市長 酒 井 了

#### 貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年貝塚市条例第335号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 29 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例

初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例（昭和32年貝塚市条例第365号）の一部を次のように改正する。

別表第 5（ア）行政職初任給基準表中

保育教諭・保健師	短大 3 卒	188,700円
	短大 2 卒	171,700円
	高校卒	160,100円

を

保育教諭・保健師	短大 3 卒	182,200円
	短大 2 卒	171,700円
	高校卒	160,100円
技能労務職員（給食調理員を除く。）	高校卒	154,900円
給食調理員	高校卒	149,500円

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

損害賠償の額を決定する件

平成 30 年 12 月 10 日に市立貝塚病院を受診した患者が、医療過誤により疼痛の症状が慢性化し歩行困難に陥ったとして、令和 2 年 7 月 6 日に患者本人から訴えの提起があった損害賠償請求事件について、裁判上の和解を成立させるため、損害賠償の額を決定するものとする。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1 損害賠償の額 18,550,000円

2 損害賠償の相手   


議案第 31 号

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 18 号）の件

令和 3 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 18 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 6, 9 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 2 4 9, 6 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		11,094,739	122,655	11,217,394
	2. 国庫補助金	4,641,372	122,655	4,764,027
18. 繰入金		2,045,113	16,063	2,061,176
	1. 基金繰入金	2,040,325	16,063	2,056,388
21. 市債		6,758,900	48,200	6,807,100
	1. 市債	6,758,900	48,200	6,807,100
歳 入 合 計		44,062,765	186,918	44,249,683

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		20,387,268	△1,000	20,386,268
	1. 社会福祉費	8,760,538	△1,000	8,759,538
4. 衛生費		4,078,956	75,794	4,154,750
	4. 上水道費	12,083	75,794	87,877
8. 土木費		3,400,068	5,320	3,405,388
	5. 都市計画費	1,907,862	5,320	1,913,182
9. 消防費		1,074,899	5,720	1,080,619
	1. 消防費	1,074,899	5,720	1,080,619
10. 教育費		3,462,593	101,084	3,563,677
	2. 小学校費	1,515,557	93,434	1,608,991
	3. 中学校費	431,407	7,650	439,057
歳 出	合 計	44,062,765	186,918	44,249,683

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
9. 消防費	1. 消防費	消防水利等設置事業 (臨時)	11,583
10. 教育費	2. 小学校費	学校保健特別対策事業	14,850
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	78,584
10. 教育費	3. 中学校費	学校保健特別対策事業	7,650



第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後										
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考		
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他			
学校施設整備事業	千円 734,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府  その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	千円 782,200	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左	同左	
起債合計	6,758,900									6,807,100										

議案第 32 号

令和 3 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 3 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算のうち、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に掲げるとおり、当該款・項の区分ごとの金額を補正する。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		1,105,610	△1,000	1,104,610
	1. 他会計繰入金	1,105,610	△1,000	1,104,610
8. 国庫支出金		0	1,000	1,000
	1. 国庫補助金	0	1,000	1,000
歳	入	合	計	
		10,415,306	0	10,415,306

議案第 33 号

令和 3 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 3 年度貝塚市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度貝塚市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1,958,169 千円	△19,278 千円	1,938,891 千円
第 1 項 営業収益	1,412,678 千円	△95,072 千円	1,317,606 千円
第 2 項 営業外収益	545,471 千円	75,794 千円	621,265 千円

第 3 条 予算第 10 条の次に、次の 1 条を加える。

(他会計からの補助金)

第 11 条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、75,794 千円である。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 34 号

令和 3 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 3 号）の件

第 1 条 令和 3 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度貝塚市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収益	7,639,402 千円	18,550 千円	7,657,952 千円
第 3 項 特別利益	154,035 千円	18,550 千円	172,585 千円
	支	出	
第 1 款 事業費用	7,805,969 千円	18,550 千円	7,824,519 千円
第 4 項 特別損失	0 千円	18,550 千円	18,550 千円

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 35 号

令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号）の件

令和 4 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 8, 5 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6, 5 8 0, 3 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,248,967	141,634	7,390,601
	2. 国庫補助金	1,155,391	141,634	1,297,025
15. 府支出金		2,922,640	6,883	2,929,523
	2. 府補助金	539,524	6,883	546,407
歳入合計		36,431,796	148,517	36,580,313

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		17,415,042	67,997	17,483,039
	1. 社会福祉費	6,837,426	5,923	6,843,349
	2. 児童福祉費	7,379,259	62,074	7,441,333
4. 衛生費		3,658,010	600	3,658,610
	1. 保健衛生費	1,157,865	600	1,158,465
7. 商工費		195,108	35,400	230,508
	1. 商工費	195,108	35,400	230,508
9. 消防費		1,289,117	40,520	1,329,637
	1. 消防費	1,289,117	40,520	1,329,637
10. 教育費		3,010,253	4,000	3,014,253
	4. 幼稚園費	272,821	4,000	276,821
歳 出	合 計	36,431,796	148,517	36,580,313



議案第 36 号

貝塚市副市長の選任について同意を求める件

次の者を貝塚市副市長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

住 所 大阪府吹田市千里山東 [REDACTED]  
氏 名 太 田 浩 二  
生年月日 [REDACTED]

---

議案第 37 号

貝塚市固定資産評価員の選任について同意を求める件

次の者を貝塚市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

住 所 大阪府貝塚市海塚 [REDACTED]  
氏 名 河 野 雅 子  
生年月日 [REDACTED]

---

議案第 38 号

貝塚市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を貝塚市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

住 所 大阪府貝塚市清見 [REDACTED]  
氏 名 新 川 秀 彦  
生年月日 [REDACTED]